

# 医療機関向け役員賠償責任保険

	お支払いする 保険金(補償項目)	保険金をお支払いする場合 (「役員に関する補償」・「法人に関する補償」共通: 保険期間中に「対象 事由(下線部)」が発生した場合に限り、保険金をお支払いします。)	補償対象 地域		保険金をお支払いできない主な場合
			日本 国内	日本 国外	
役員(個人被保険者)に関する補償	法律上の 損害賠償金	個人被保険者が行った行為(不作為を含みます。)に起因して、個人被保険者 に対して損害賠償請求がなされたことにより、個人被保険者が負担する法律 上の損害賠償責任に基づき賠償金をいいます。	○	○	この保険では、次の事由による損害に対しては、 保険金をお支払いできません。 ※ここでは主な場合のみを記載しております。 詳細は、契約者である団体の代表者にお 渡ししてあります保険約款でご確認ください。  ●次の事由は、個人被保険者ごとに個別に 適用されます。 ・被保険者が私的な利益または便宜の供与 を違法に得たことに起因する対象事由 ・被保険者の犯罪行為(刑を科せられるべき 違法な行為をいい、時効の完成等によつて 刑を科せられなかった行為を含みます。)に 起因する対象事由 ・法令に違反することを被保険者が認識しな がら(認識していたと判断できる合理的な理 由がある場合を含みます。)行った行為に起 因する対象事由 ・この保険契約の保険期間の初日において、 被保険者が対象事由が発生するおそれの ある状況(ただし、対象事由が発生するこ とが合理的に予想される状況に限ります。) を知っていた(知っていたと判断できる合理 的な理由がある場合を含みます。)場合に、 その状況の原因となる行為に起因する一連 の対象事由  ●次の事由は、すべての被保険者に適用さ れます。 ・加入者票記載の遡及日より前に行われた 行為に起因する一連の対象事由 ・初年度契約の保険期間の初日より前に法 人に対して提起されていた訴訟およびこれら の訴訟の中で申し立てられた事実またはそ の事実に関連する他の事実に関連する一連 の対象事由 ・この保険契約の保険期間の初日より前に 発生していた対象事由の中で疑われてい た、または申し立てられていた行為に起因 する一連の対象事由 ・戦争・内乱、変乱、暴動、騒ぎその他の事 変に起因する対象事由 ・汚染物質の流出、核物質の危険性、石棉 (アスベスト)の有害な特性等に起因する対 象事由 ・身体障害、精神的苦痛、財物損壊等、人格 侵害についての損害賠償請求(*1)(*2)(*3) (*1)個人被保険者が身体障害・精神的苦 痛・財物の損壊等または人格権侵害 についての損害賠償請求がなされた場 合の争訟費用を負担することによつて 被る損害(個人被保険者本人の直接 の行為により発生した損害を除きま す。)については補償対象です。 (*2)個人被保険者に対して雇用関連損害 賠償請求がなされたことによつて被る損 害(法律上の損害賠償金・争訟費用に 限ります。)については補償対象です。た だし、侵害行為のうちセクハラ、パワハラ 等の行為を行った個人被保険者本人 に対してなされた雇用関連損害賠償請 求に起因する損害は、補償対象外で す。 (*3)法人内調査費用または第三者委員会 設置・活動費用による損害は補償対 象です。 ・法人に対して有価証券損害賠償請求がな されたことにより法人が以下を負担するこ とによつて被る損害 ①法律上の損害賠償金 ②争訟費用 ③危機管理コンサルティング費用 ④危機管理対策実施費用  (次頁へ続く)
	争訟費用	個人被保険者が行った行為(不作為を含みます。)に起因して、個人被保険者 に対して損害賠償請求がなされたことにより、個人被保険者が負担する法律 上の損害賠償責任に基づき賠償金をいいます。	○	○	
	損害賠償請求 対応費用	個人被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況(ただし、損 害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況に限ります。)が発生した 場合または損害賠償請求がなされた場合に、個人被保険者がその状況または 損害賠償請求に対応するために負担した費用をいいます。	○	○	
	公的調査等 対応費用	公的機関からの要請に基づき法人が法人内調査を開始した場合または法人 に対して公的調査が開始された場合に、個人被保険者がその法人内調査ま たは公的調査に対応するために負担した費用をいいます。	○	○	
	刑事手続対応費用	日本国外において、個人被保険者に対して刑事手続が開始された場合に、個 人被保険者がその刑事手続に対応するために負担した費用をいい、個人被保 険者が保釈条件に違反したときに刑事手続を管轄する裁判所が要求する金額 に関し、その支払を保証するために発行する保釈保証書その他の金融商品 にかかる保証料または手数料(保証金その他の担保は除きます。)を含みます。	○	○	
	財産または地位の 保全手続等対応費 用	日本国外において、個人被保険者に対して財産または地位の保全手続等が 開始された場合に、その手続等がなされることを防ぐために個人被保険者が負 担した費用をいい、個人被保険者がその手続等に関して確認判決または差止 命令を請求する法的手続を行うために負担した費用を含みます。	○	○	
信頼回復広告費用	個人被保険者に対して損害賠償請求または刑事手続がなされた場合であつ て、その損害賠償請求または刑事手続についての最終的な司法判断におい て個人被保険者に責任がないと認定されたときに、個人被保険者の評価また は評判への影響を最小化する目的で、個人被保険者に責任がないと認定され たことを周知させるために個人被保険者が負担した費用をいいます。	○	○		
補償契約に 関する補償	役員が被る損害について、法人が、法律、契約または定款等の規定に基づい て適法に、役員に対して補償を行ったことにより、法人が被る損害に対して、保 険金をお支払いします。 (保険期間中に「役員に関する補償」に規定する対象事由が発生した場合に 限り、保険金をお支払いします。)	「役員に 関する 補償」 と同じ			
法人に関する補償	法人内調査費用	法人において、不祥事が発生した場合または発生したことが疑われる場合に、 その不祥事に関して行う法人内調査(※1)を開始した場合に、法人内調査を 行うために法人が負担した費用(法人に雇用されている者に対して定期的に 支払う給与・提訴請求対応費用、危機管理コンサルティング費用等を除きま す。)をいいます。 (※1)この保険契約の保険期間の末日の翌日以降180日が経過するまでの 期間に、公的機関に対する文書による届出もしくは報告または新聞、雑 誌、テレビ、ラジオ、インターネットもしくはこれらに準じる媒体による発表ま たは報道により、その調査を行ったことを公表したものに限り、	○	○	
	第三者委員会設置 ・活動費用	法人が第三者委員会を設置した場合に、第三者委員会の活動、調査または報 酬のために、法人が負担した費用(法人に雇用されている者に対して定期的 に支払う給与・監督官庁による定期的な検査への対応費用や調査費用等を除 きます。)をいいます。	○	○	
	提訴請求対応費用	提訴請求がなされるおそれのある状況(ただし、提訴請求がなされることが合 理的に予想される状況に限ります。)が発生した場合または提訴請求がなされた 場合に、法人がその状況または提訴請求に対応するために負担した費用をい い、法人が役員への責任追及等の訴えを提起しない理由を社員に通知するた めに負担した費用を含みます。	○	○	

	お支払いする 保険金(補償項目)	保険金をお支払いする場合 (「役員に関する補償」・「法人に関する補償」共通:保険期間中に「対象 事由(下線部)」が発生した場合に限り、保険金をお支払いします。)	補償対象 地域		保険金をお支払いできない主な場合
			日本 国内	日本 国外	
法人に 関する 補償	危機管理 コンサルティング 費用	法人に対する提訴請求がなされた場合または個人被保険者に対する社員代表訴訟が提起された場合に、その法人の評判に対する影響を最小化するための対策につき、コンサルティング業者から支援、指導または助言を得るために法人が負担した費用をいいます。ただし、法人に対する提訴請求がなされた時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に負担した費用に限りま。	○	○	(前頁より) ・保険期間中に次に定める取引が行われた場合は、その取引の発効日の後に行われた行為に起因する対象事由 ①法人が第三者と合併すること、または法人の資産のすべてを第三者に譲渡すること。 ②第三者が、法人の総社員の議決権につき、直接または間接的に過半数を取得すること。(保険契約者または被保険者が上記の取引が行われた事実を遅滞なく引受保険会社に対して書面により通知し、引受保険会社が書面により承認した場合を除きます。) ・次の損害 ①税金、罰金、科料、過料、課徴金 ②法令上保険適用が認められない損害 ③汚染浄化費用またはこれによる損害 ・保険金の支払いを行うことにより引受保険会社が制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合
	危機管理 対策実施費用	法人に対する提訴請求がなされた場合または個人被保険者に対する社員代表訴訟が提起された場合に、コンサルティング業者による支援、指導または助言に基づき、その法人の評判に対する影響を最小化するための対策を講じるために法人が負担した費用であって、次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、法人に対する提訴請求がなされた時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に負担した費用に限りま。 ア. 法人に対する提訴請求または個人被保険者に対する社員代表訴訟がなされた原因または対応を説明するために行う新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表または広告の費用 イ. 社員等の利害関係者に対して書面を発送する郵送の費用 ウ. アおよびイのほか、引受保険会社の同意を得て負担した費用	○	○	個人被保険者に対してなされた次の損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、④に規定する損害賠償請求については、個人被保険者ごとに個別に判断するものとします。 ①個人被保険者である役員配偶者、六親等内の血族または三親等内の姻族からなされた損害賠償請求 ②法人に次のいずれかに該当する事由が生じたことに関連して、法人に対して債権を有する第三者からなされた損害賠償請求 ア. 破産手続、再生手続、更生手続もしくは特別清算の開始の申立てがあったこと、または清算手続に入ったこと。 イ. 手形交換所において取引停止処分がなされたこと。 ③他の個人被保険者からなされた損害賠償請求 ④個人被保険者の行った医療行為に起因する損害賠償請求 等
	訴訟告知受理に関する 公告・通知費用	(提訴請求または社員代表訴訟が提起された場合)会社法その他の法令(医療法等)の規定に基づき、法人が役員に対する社員代表訴訟の訴訟告知を受理したことを公告し、または社員に通知するために法人が負担した費用をいいます。	○		
	法人補助参加 調査費用	(提訴請求または社員代表訴訟が提起された場合)法人が補助参加(日本国内において個人被保険者に対して提起された社員代表訴訟に対し、会社法その他の法令(医療法等)の規定に基づき、各監査役、各監査等委員または各監査委員等の同意を得て、個人被保険者を補助するために法人が訴訟参加することをいいます。)すべきかどうかについて調査を行うために法人が負担した費用をいいます。	○		
	法人補助参加費用	(提訴請求または社員代表訴訟が提起された場合)法人が補助参加することによって法人が負担した争訟費用をいいます。	○		
	文書提出命令 対応費用	(提訴請求または社員代表訴訟が提起された場合)法人が補助参加した場合に、裁判所からの文書提出命令に対応するために法人が負担した費用をいいます。	○		
	役員に対する 責任免除に関する 公告・通知費用	(提訴請求または社員代表訴訟が提起された場合)会社法その他の法令(医療法等)の規定に基づき、取締役会等が役員について責任免除の決議を行ったときに、法人がその旨を公告し、または社員に通知するために法人が負担した費用をいいます。	○		
その 他の 補償	緊急費用	次の条件をすべて満たす場合において、役員に関する補償・補償契約に関する補償・法人に関する補償について、引受保険会社の事前の書面による同意を得ずに法人や役員が負担した費用をいいます。 ①被保険者が緊急性が高いと合理的に判断する状況において、被保険者がこれらの費用を負担したこと。 ②これらの費用を最初に負担した日から起算して30日以内に引受保険会社の同意を求めたこと。 ③これらの費用が必要、有益かつ妥当なものであったとして、引受保険会社が事後的に同意すること。			
	法人外役員向け 上乗せ 補償(追加支払限度額)	法人外役員について、法人外役員ごとに1億円の追加支払限度額を提供します(ただし、保険期間中すべての法人外役員に対して支払う保険金の額を合計して5億円を限度とします。)			
	役員の相続人向け 上乗せ 補償(追加支払限度額)	役員の相続人について、役員の相続人ごとに1億円の追加支払限度額を提供します(ただし、保険期間中すべての役員の相続人に対して支払う保険金の額を合計して3億円を限度とします。)			

## 病院総合補償制度のご案内および本冊子で使用している用語の意味は、次の通りです。

役員	会社法上の取締役、執行役、監査役または会計参与であって、法令または定款の規定に基づいて置かれたものをいい、会計監査人を含みません。なお、株式会社以外の法人においてこれらと同等の地位にあるとされる個人を含みます。
法人	この保険契約において補償を受けることができる、次の法人をいいます。 ①記名法人(保険証券の記名法人欄に記載された法人をいいます。) ②記名子会社(記名法人の子会社の中で、保険証券の記名子会社欄に記載された法人をいいます。) なお、保険期間中に新たに記名法人の子会社となったものうち、次の条件をすべて満たすものについては、この保険契約に限り「記名子会社」とみなします。 a.有価証券を証券取引所に上場していないこと b.設立国が日本であること c.金融業を営んでいないこと d.新たに記名法人の子会社となった日における総資産額が保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度末における記名法人の総資産額の10%未満であること
社外法人	記名法人およびその子会社(過去に子会社に該当していた法人を除きます。)のいずれにも該当しない法人をいいます。
雇用関連損害 賠償請求	次のものをいいます。 ア.侵害行為のアからオまでのいずれかの行為により発生した他人の身体の障害もしくは精神的苦痛または人格権侵害に起因して、従業員等(過去に従業員であった者およびその法定相続人を含みます。)から個人被保険者に対してなされた損害賠償請求 イ.侵害行為のカの行為により発生した他人の身体の障害もしくは精神的苦痛または人格権侵害に起因して、他者から個人被保険者に対してなされた損害賠償請求
他者	法人の顧客または取引先の従業員等業務において関わりのある者であって、従業員等以外の自然人をいいます。
従業員等	次の者をいいます。ただし、法人の業務に関する場合に限りま。 ア.従業員 イ.従業員となるための申込みを行った者(法人が試験、面接、試用その他類似の採用行為を実施した者を含みます。)

侵害行為	<p>次の行為をいいます。</p> <p>ア. 従業員の募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的または不利益な取扱いを行うこと。</p> <p>イ. 職場において行われる性的な言動に対する従業員の対応によりその従業員に不利益を与えること、またはその性的な言動により就業環境を害すること。</p> <p>ウ. 職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害すること。</p> <p>エ. 職場において行われる従業員に対する次の事由に関する言動により、その従業員の就業環境を害すること。</p> <p>(ア) 従業員の妊娠または出産</p> <p>(イ) 産前・産後休業等の制度又は措置の利用</p> <p>(ウ) 育児休業、介護休業等の子の養育または家族の介護に関する制度または措置の利用</p> <p>オ. 業務における強い心理的負荷による精神障害を原因として自殺に至らせる程度の心理的負荷または業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患により死亡させる程度の負荷を従業員に与えること。</p> <p>カ. 他者に対する次の行為</p> <p>(ア) 人種、国籍、出身地、宗教、性または身体的特徴を理由に、商品・サービスの提供において差別的または不利益な取扱いを行うこと。</p> <p>(イ) 性的な言動</p> <p>(ウ) 優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えるもの</p>
身体障害・財物損壊等争訟費用	個人被保険者に対して、他人の身体の障害もしくは精神的苦痛、財物の損壊等または人格権侵害についての損害賠償請求がなされた場合の争訟費用をいいます。ただし、雇用関連損害賠償請求がなされたことにより個人被保険者が負担する争訟費用は含みません。
有価証券損害賠償請求	<p>法人の有価証券の売買もしくは募集もしくはこれらにかかる勧誘または有価証券の登録に関する法令もしくは証券取引所の規則に違反したとの申立てに基づいてなされた損害賠償請求をいい、次の書類における事実と異なる記載または記載欠如に起因するものを含みます。ただし、有価証券に基づく給付(新株予約権またはストックオプションを含みます。)を受けられなかったことに起因して法人の役員または従業員によりなされた損害賠償請求を含みません。</p> <p>ア. 金融商品取引法第2章「企業内容等の開示」が定める企業内容等の開示書類(企業内容等の開示に関する内閣府令の規定に基づき、開示書類において参照しているサステナビリティに関する情報の記載を含みます。)</p> <p>イ. 会社法が定める計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書</p> <p>ウ. 会社法が定める連結計算書類</p> <p>エ. その他の日本で定める法令または証券取引所の規則において、適時かつ適切な開示を行うことを定められているアからウまでに準じる書類</p>
支払限度額	お支払いする保険金の上限額をいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。
遡及日	原則として、最初にご契約いただいた保険契約の保険期間の初日の10年前前日とします。

## 医療施設機械補償保険

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	お支払いの対象とならない主な損害
医療施設機械補償保険	<p>① 加入依頼書に記載の医療施設内に設置されている対象機械、機械設備または装置において稼働可能な状態(検査、整備、修理または所在地において移設のために一時稼働していない状態を含みます。以下同様とします)にある場合に、不測かつ突発的な事故によって生じた損害に対して、損害保険金を支払います。</p> <p>② ①の損害保険金支払われる場合において、その事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(取りこぼし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます)に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。</p> <p>③ 安定化処置費用(安定化処置を行うために必要または有益な費用をいいます。以下同様とします)に対して、安定化処置費用保険金を支払います。</p>	<p>① 損害保険金 機械設備・装置が損害を被った場合、事故直前の運転可能な状態に復旧するために必要な修理費、損害防止費用および保険対象外物件の復旧費用の合計額から、残存物価額および免責金額を差し引いてお支払いいたします。</p> $\text{損害保険金}(\times 1) = (\text{修理費}(\times 2) + \text{損害防止費用}(\times 3) + \text{保険対象外物件の復旧費用}(\times 4))(\times 5) - \text{残存物価額}(\times 6) - \text{免責金額}(\times 7)$ <p>(※1) 損害保険金のお支払い額が1回の事故につき保険金額(保険金額が新調達価額を超える場合は、新調達価額とします。)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。</p> <p>(※2) 修理費: 新品費、解体費、材料費、検査費、運搬費、組立・据付費、試運転・調整費、諸経費等をいいます。ただし、以下は修理費には含まれません。</p> <p>(1) 国際間における航空輸送もしくは貸切輸送により特に要した増加運賃または国外から技術員の派遣を受けたために要した費用</p> <p>(2) 仮修理費(本修理の一部をなす部分は除きます)</p> <p>(3) 損傷を受けた部分の修理に伴い、他の部分の交換に要した費用</p> <p>(4) 模様替えまたは改良による増加費用</p> <p>(5) 損傷の修理に必要な場合を除き、分解整備、乾燥もしくは清掃の費用または凝固、閉塞、他物の付着、浸水もしくはこれらの類似の状態を取り除く費用</p> <p>(※3) 損害防止費用: 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用。</p> <p>(※4) 保険対象外物件の復旧費用: 保険の対象の機械設備・装置の修理のために取りこぼした保険の対象以外のものの修復費用。ただし、1回の事故につき300万円を限度といたします。</p> <p>(※5) 修理費、損害防止費用および保険対象外物件の復旧費用の合計額が新調達価額を超える場合は、新調達価額を限度といたします。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情を除き、損害が生じた日から1年以内に復旧を行わなかった場合は、損害が発生した時における機械設備・装置の時価額(新調達価額から使用による減価額を差し引いた額)が限度となります。</p> <p>(※6) 残存物価額: 修理に伴って残存物がある場合のその価額。</p> <p>(※7) 免責金額: 損害額の一定額をご加入者に負担いただくもので、ご契約時にあらかじめ設定いたします(50,000円)。</p> <p>(次頁に続く)</p>	<p>① 保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)、これらの者の代理人または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意または重大な過失</p> <p>② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の代理人の故意または重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。</p> <p>③ 保険の対象の瑕疵。ただし、保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者もしくはこれらの者の使用人が相当の注意をもってしても発見し得なかった瑕疵を除きます。</p> <p>④ 騒擾およびこれに類似の集団行動</p> <p>⑤ 労働争議に伴う暴力行為または破壊行為</p> <p>⑥ 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</p> <p>⑦ 台風、旋風、竜巻、暴風等の風災(洪水、高潮を除きます。)</p> <p>⑧ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。)、落石等の水災</p> <p>⑨ 土地の沈下、移動または隆起</p> <p>⑩ 置き忘れ、紛失、盗難、詐欺または横領</p> <p>⑪ 火災による損害</p> <p>⑫ 腐食、さび、浸食もしくはキャビテーションの損害またはこれらに起因してその部分に生じた損害</p> <p>⑬ 自然の消耗または劣化が進行した結果、その部分に生じた損害</p> <p>⑭ ボイラスケールが進行した結果、その部分に生じた損害</p> <p>⑮ 保険の対象を仮修理その他の応急措置により運転または使用している間に生じた損害</p> <p>⑯ 保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害</p> <p>⑰ ソフトウェアまたはプログラム等の無体物に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は、この規定を適用しません</p> <p>⑱ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます)</p> <p>⑲ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑳ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故</p> <p>㉑ ㉒に規定した以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>㉒ 保険の対象の製造者または販売者が被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害に対しては、保険金を支払いません</p> <p>㉓ サイバー攻撃に起因する損害</p> <p>等</p> <p>(次頁に続く)</p>

# ご注意事項

(下記の事項は現金・小切手運送保険、経営ダブルアシスト、職員総合補償制度、連帯保証人代行制度スマホスNEXTには適用されません。現金・小切手運送保険、経営ダブルアシスト、職員総合補償制度、連帯保証人代行制度スマホスNEXTのご注意事項は別途専用パンフレットをご参照下さい。)

## ◆ご加入の際のご注意

- 告知義務: 加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務がございます。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできない場合がございます。
- 通知義務:
  - 医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険、医療従事者包括賠償責任保険の場合  
ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。
  - 産業医等活動保険、介護サービス事業者賠償責任保険、サイバーリスク保険、医療機関向け役員賠償責任保険、環境汚染賠償責任保険の場合  
ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできない場合がございます。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。
  - 医療事故調査費用保険の場合  
ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務がございます。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。
  - 医療施設機械補償保険の場合  
ご加入の後、次の事実が発生することが判明した場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務がございます。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできない場合がございます。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。
- 保険の対象の用途または仕様を変更すること。  
○上記のほか、加入依頼書の記載事項のうち☆が付された事項に変更を生じさせる事実が発生すること。
- 他の保険契約等がある場合: この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いいたします。
  - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合: 他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いいたします。
  - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合: 損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いいたします。ただし、医療施設機械補償保険の場合、他の保険契約等の内容によっては、上記の支払い方法と異なる場合がございます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。
- 補償の重複に関するご注意  
補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額、支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の可否をご検討ください。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがございます。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで削減されます。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。
- ※保険契約者が個人等以外の方である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- 医療施設機械補償保険について、質権を設定される場合は、引受保険会社まで個別にご相談ください。
- 取扱代理店は保険契約締結の代理権を有しており、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店と締結され有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。
- 本契約は一般社団法人 全日病厚生会を保険契約者とし、一般社団法人 全日病厚生会会員等を被保険者とする医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険、医療従事者包括賠償責任保険、産業医等活動保険(賠償責任保険普通保険約款+嘱託(医療業務特別約款)、医療施設機械補償保険、介護サービス事業者賠償責任保険、環境汚染賠償責任保険、サイバーリスク保険、医療事故調査費用保険、医療機関向け役員賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、一般社団法人 全日病厚生会が有します。
- 本契約の保険期間は2025年2月1日午後4時から2026年2月1日午後4時です(中途加入の補償開始日は異なります)。
- このパンフレットは、医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険、医療従事者包括賠償責任保険、産業医等活動保険(賠償責任保険普通保険約款+嘱託(医療業務特別約款)、医療施設機械補償保険、介護サービス事業者賠償責任保険、環境汚染賠償責任保険、サイバーリスク保険、医療事故調査費用保険、医療機関向け役員賠償責任保険の概要をご紹介したものです。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてございます保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合には、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。
- 医療施設機械補償保険につきましては保険金額が10億円以上の場合に「テロ危険負担特約条項」を付帯してお引き受けすることになります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。
- 加入者票: 加入者票が届くまでの間、パンフレット等にご加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者票が届かない場合は、団体窓口または取扱代理店もしくは引受保険会社までご照会ください。加入者票が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいようお願いいたします。
- 重大事由による解除について  
以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合などは、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にご加入の保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合 等

## ◆もしも事故が起きたときは

- 医師賠償責任保険、医療従事者包括賠償責任保険の場合  
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。
- 医療施設賠償責任保険、産業医等活動保険(賠償責任保険普通保険約款+嘱託(医療業務特別約款)、介護サービス事業者賠償責任保険、環境汚染賠償責任保険の場合  
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。
- サイバーリスク保険の場合  
(右記の6つの費用: サイバー攻撃対応費用、原因・被害範囲調査費用、相談費用、コンピュータシステム復旧費用、その他事故対応費用、再発防止費用)  
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたっては攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要になります。(緊急対応費用)  
サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が最初に発見した日の翌日から30日以内、かつ、被保険者が緊急対応費用を負担する(支払が未済であっても業者が発注・依頼済みの場合を含みます。)より前に、引受保険会社(緊急時ホットラインサービス(病院総合補償制度のご案内P.17ご参照)を含みます。)にご連絡ください。ご連絡がない場合は、その事象を最初に発見した日の翌日から30日以内生じた費用のみ補償対象となります。なお、保険金請求にあたっては、サイバー攻撃が疑われる突発的な事象の発生を客観的に示す情報のご提出が必要になります。  
<上記7つの費用以外>  
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたっては攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要になります。
- 医療機関向け役員賠償責任保険の場合  
対象事由が生じた場合は、遅滞なく、被保険者が最初にその対象事由を知った時の状況、対象事由の内容およびその対象事由の原因となる事実および行為に関する情報、他の保険契約等の有無および内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。対象事由が発生するおそれのある状況(ただし、対象事由が発生することが合理的に予想される状況に限ります。)を知った場合は、遅滞なく、その状況および原因となる事実・行為について、発生日および関係者等その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますので、ご注意ください。
- 医療施設機械補償保険の場合  
損害が生じたことを知った場合には、直ちに取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金のご請求にあたっては、保険金の請求書、損害見積書および復旧通知書をご提出いただく必要があります(その他事故の状況に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります)。
- 医療事故調査費用保険の場合  
ご契約者または被保険者が、医療事故の発生を知ったときは、遅滞なく、医療事故調査の対象となる医療事故発生の日時・場所および具体的な内容その他の必要事項について、書面でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

- 保険金請求の際のご注意(医療施設機械補償保険、医療事故調査費用保険を除きます)  
責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。  
被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。  
①被保険者が被害者に対して既に損害賠償しての弁済を行っている場合  
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合  
③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合  
●保険金請求権には時効(3年)がございますのでご注意ください。

## ◆示談交渉サービスはございません

この保険には、賠償事故の際に保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身が、被害者の方との示談交渉を進めいただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。なお、引受保険会社の同意を得ないで、被保険者側で示談締結をなされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。